

再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始します

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域である、「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、公募を開始します。

1. 経緯

経済産業省及び国土交通省は、2023 年 10 月 3 日に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)に基づき、「青森県沖日本海(南側)」と「山形県遊佐町沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(促進区域)に指定しました。

その後、これらの区域において洋上風力発電事業を行う者を公募するに当たり、公募占用指針を定めるため、2023 年 11 月 17 日～12 月 17 日の間、パブリックコメントを実施したところです。

今般、パブリックコメントを経て、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、これらの区域において洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始します。

2. 概要

<公募占用指針の掲載箇所>

- ・ 資源エネルギー庁ホームページ
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/sentei.html
- ・ 国土交通省ホームページ
青森県沖日本海(南側):
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000058.html
山形県遊佐町沖:
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000059.html

※公募に関する説明会を 2024 年 2 月 2 日(金)14 時 00 分～16 時 00 分に行います。詳細につきましては、公募占用指針第 4 章(2)「説明会の開催」を御覧ください。

<公募占用計画の受付期限>

受付開始 : 2024 年 1 月 19 日(金)

受付締切 : 2024年7月19日(金) 17時00分

3. その他

パブリックコメントに対する回答については、上記 HP および e-Gov にて公表しております。

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課風力政策室長 石井

担当者: 寺澤、佐々木

電話: 03-3501-1511(内線 4582)

国土交通省港湾局

海洋・環境課海洋利用開発室長 鈴木

担当者: 阪本

電話: 03-5253-8111(内線 46656、46657)

メール(経済産業省・国土交通省合同):

hqt-2023koubo@gxb.mlit.go.jp